

令和8年度いわて移住・雇用就農促進業務

企画提案審査要領

令和8年4月
岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて移住・雇用就農促進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目は次のとおりとする。

審査項目		配点
(1) 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の背景、目的及び業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。 	20点
(2) スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・ 進行管理体制は適切か。 	10点
(3) 農業法人等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を達成できる実施計画となっているか。 ・ 具体的かつ実現性の高い提案内容となっているか。 	10点
(4) 移住・就農希望者への相談対応を通じた情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を達成できる実施計画となっているか。 ・ 具体的かつ実現性の高い提案内容となっているか。 	10点
(5) 本事業に係る情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を達成できる実施計画となっているか。 ・ 具体的かつ実現性の高い提案内容となっているか。 	10点
(6) 農業法人等と移住・就農希望者とのマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を達成できる実施計画となっているか。 ・ 具体的かつ実現性の高い提案内容となっているか。 	20点
(7) 業務実績及び業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務と類似の業務の受注実績があるか。 ・ 業務を滞りなく実施できる体制であるか。 	10点
(8) 見積り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務経費は適正であるか。 	10点
合 計		100点

※ 採点基準は後述のとおり。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が3者を超える場合には、県において、2の審査項目による企画提案書等の書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された3者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が3者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

(5) (4)の評点の合計に基づき上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

(6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0